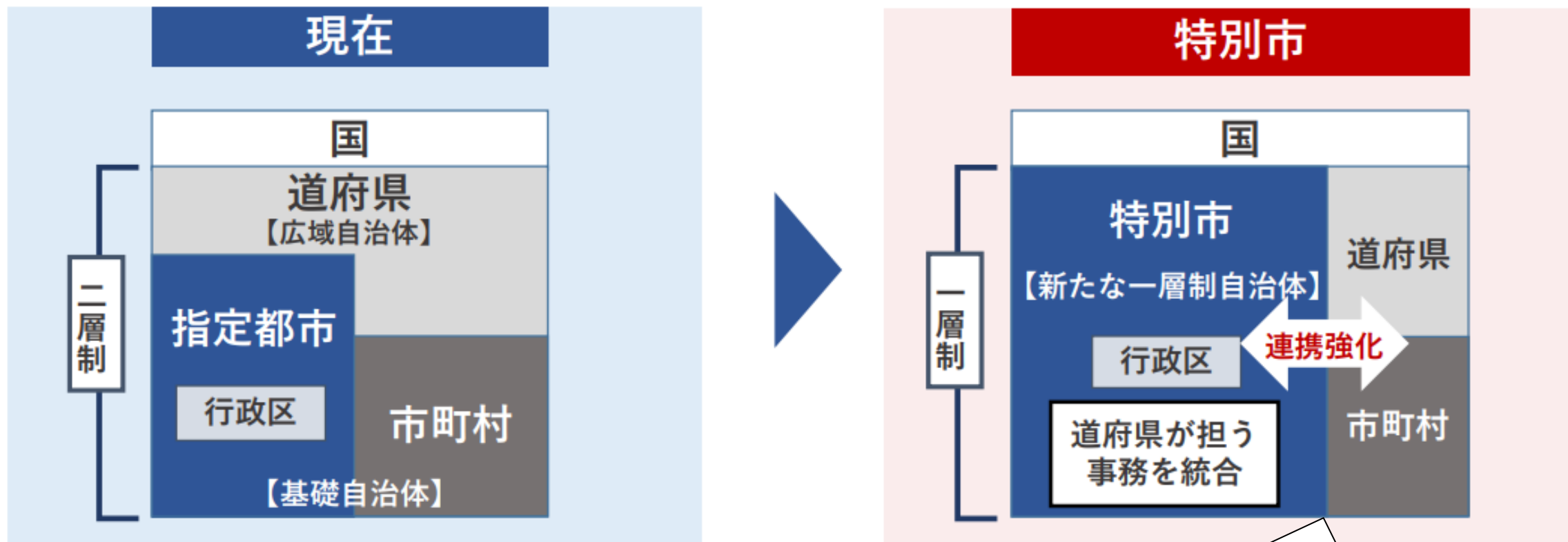


「特別市」制度に対する宮城県の考え方

令和8年9月
宮城県

道府県に含まれない「一層制」の地方自治体

(出典) 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」報告書



- **効率的な都市経営を目的**に、指定都市市長会が提案している新たな地方自治の仕組み
- **【現在（二層制）】** 広域自治体（道府県）と基礎自治体（指定都市・市町村）が役割を分担
- **【特別市（一層制）】** 特別市が道府県の担う事務を統合し、実質的に独立するもの

仮に「特別市」が制度化され、仙台市が「特別市」に移行した場合、仙台市民を含めた全ての県民の生活に大きな影響

その1 地理的分断

その2 施設の取扱い

その3 広域調整の困難化

その4 財政への影響

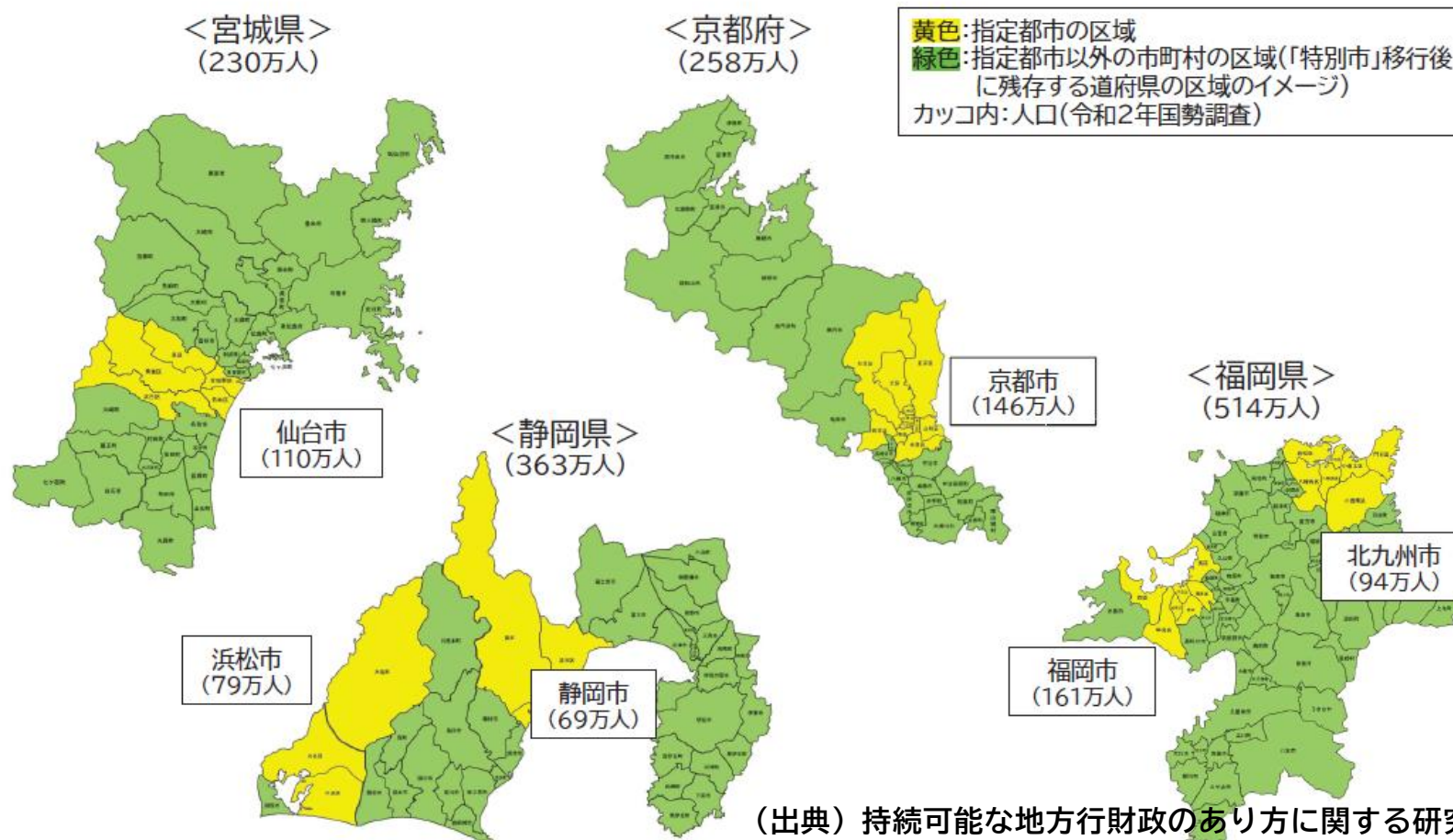
その5 国・全国知事会の動き

その6 まとめ

仙台市を挟んで宮城県が北と南に分断

「特別市」を設置する際に残存する道府県の区域が面的に連続しない場合の当該区域のイメージ

○ 現在の指定都市の区域がそのまま「特別市」に移行した場合、道府県によっては、**残存する道府県の区域が面的に連続しない**こととなる場合がある。



(出典) 持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会(総務省)
大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ 参考資料

その1 地理的分断

その2 施設の取扱い

その3 広域調整の困難化

その4 財政への影響

その5 国・全国知事会の動き

その6 まとめ

県が設置した施設について、以下のA～Dのパターンで
様々な課題が生じることに。

パターンA

仙台市内に設置されている施設で、**仙台市外への「移転」**が必要となるもの

パターンB

仙台市内に所在する施設・公物で、当然に又は協議により、**仙台市への「移管」**等が必要となるもの（物理的に移設できないインフラ施設など）

パターンC

仙台市内に所在する施設で、住民サービス等の継続性や施設新設のコスト等の観点から、**仙台市との協議により「移管」を検討**するもの

パターンD

仙台市外に設置されている施設で、**仙台市として同等の施設の「新設」**を検討する必要があるもの

施設の取扱い～パターンA

仙台市内に設置されている施設で、**仙台市外への「移転」**が必要となるもの

県庁舎・県警本部・県議会

県図書館

県立劇場(建設中)

県美術館

宮城大学(食産業学群)

消防学校

県立こども病院

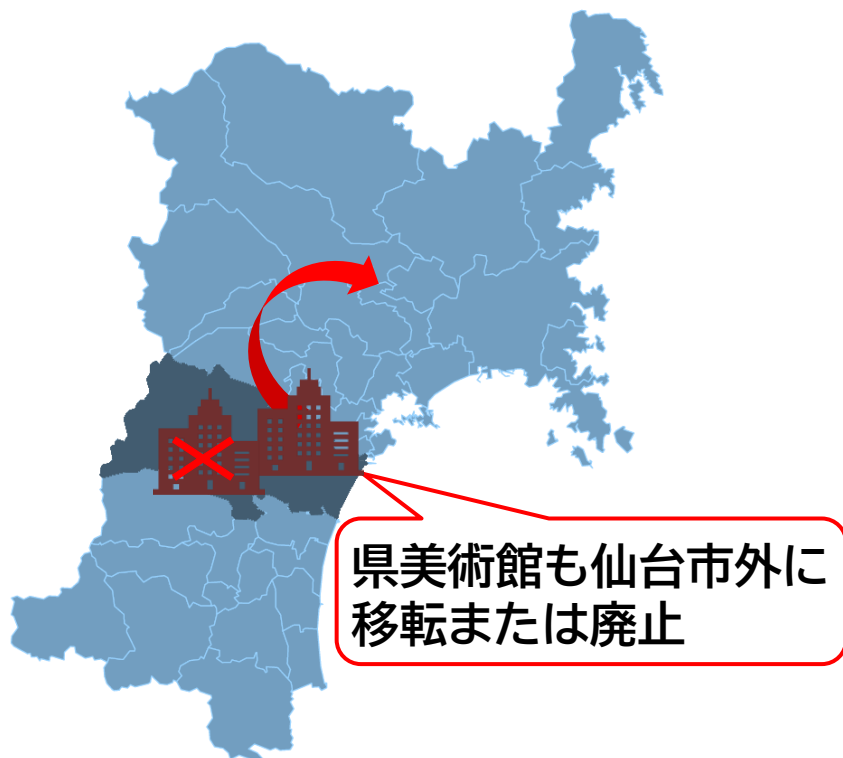
職業能力開発校

産業技術総合センター

県立視覚支援学校

県立聴覚支援学校

産業交流センター(夢メッセみやぎ) など



莫大なコスト

- ①仙台市内の県施設は、移転や廃止などが必要であり、それに伴う費用は莫大となる。
- ②仙台市として「新設」を検討することが必要となり、非常に多額の費用が見込まれる。

※例えば、職業能力開発校や視覚支援学校、聴覚支援学校、消防学校は都道府県に設置義務があり、県施設の移転及び仙台市による新設が必要。(職業能力開発促進法第16条、学校教育法第80条、消防組織法第51条)
※参考:神奈川県では、指定都市域内にある県有施設は701施設、財産価格は約1兆870億円となっている。
(令和7年3月31日時点)

負担の所在

上記①は移転の原因者である仙台市の負担を検討しなければならず、仙台市民にとって大きな負担となる。

利便性の低下

宮城県民は、現在仙台市内に設置された交通利便のよい施設を利用できず、不便を強いられることに。

施設の取扱い～パターンB

仙台市内に所在する施設・公物で、当然に又は協議により、**仙台市への「移管」**等が必要となるもの（物理的に移設できないインフラ施設など）

仙台塩釜港（仙台港区）

大倉ダム・七北田ダム

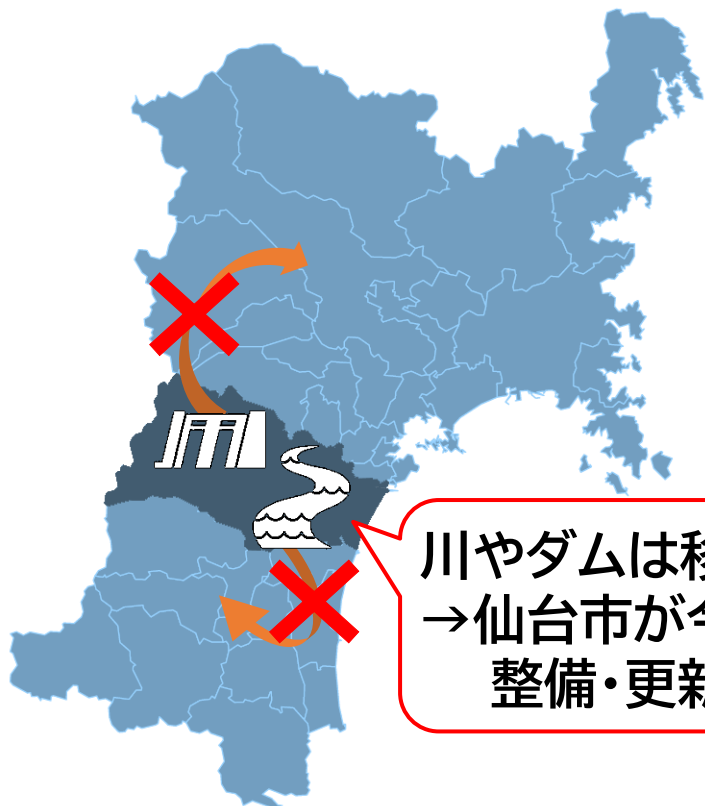
砂防・地すべり・急傾斜地施設

河川・海岸（広瀬川・七北田川・貞山運河・排水機場など）

宮城野原公園

二口林道

上水道・工業用水道・流域下水道 など



川やダムは移動できない！
→仙台市が今後の管理や
整備・更新費用を負担

移管に伴う費用の発生

住民サービスを維持するため、仙台市が引き続き供用する必要があり、仙台市において管理費用などを負担する必要がある。

また、建設時に県が行った借入れを仙台市が引き受けることも必要となる。

仙台市内に所在する施設で、住民サービス等の継続性や施設新設のコスト等の観点から、**仙台市との協議により「移管」を検討するもの**

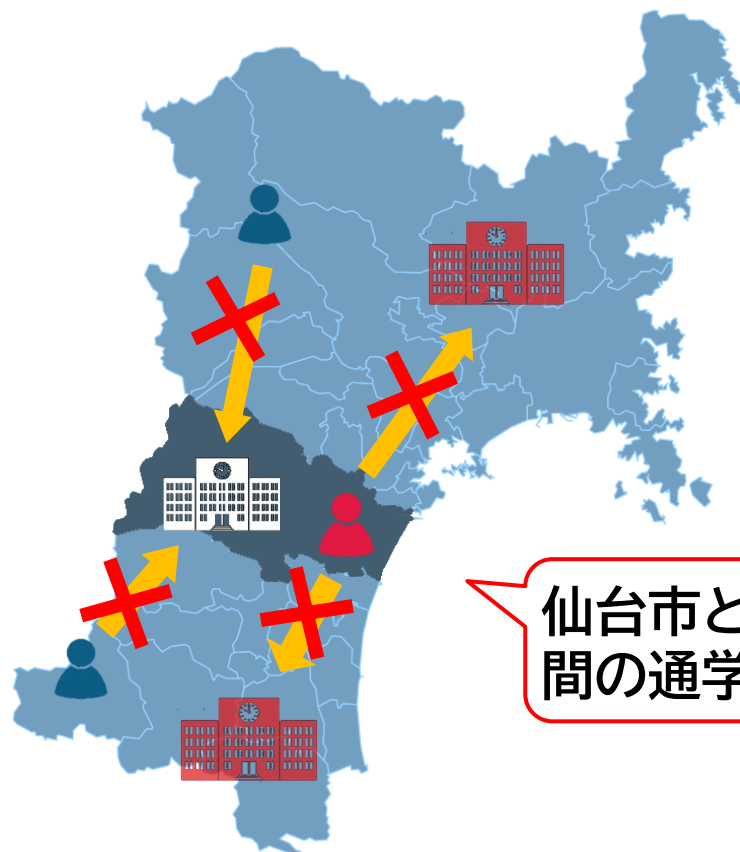
県立高等学校

県立特別支援学校

県営住宅

交番・駐在所

など



仙台市と他の市町村の間の通学に制約

移管に伴う費用の発生

住民サービスを維持するため、仙台市が引き続き供用する場合には、仙台市において管理費用などを負担する必要がある。

また、建設時に県が行った借入金を仙台市が引き受けることも必要となる。

通学と交流の壁

学校の場合、学区の変更や地域を跨いだ通学への制約が生じる可能性、生徒間の交流が失われる可能性がある。

施設の取扱い～パターンD

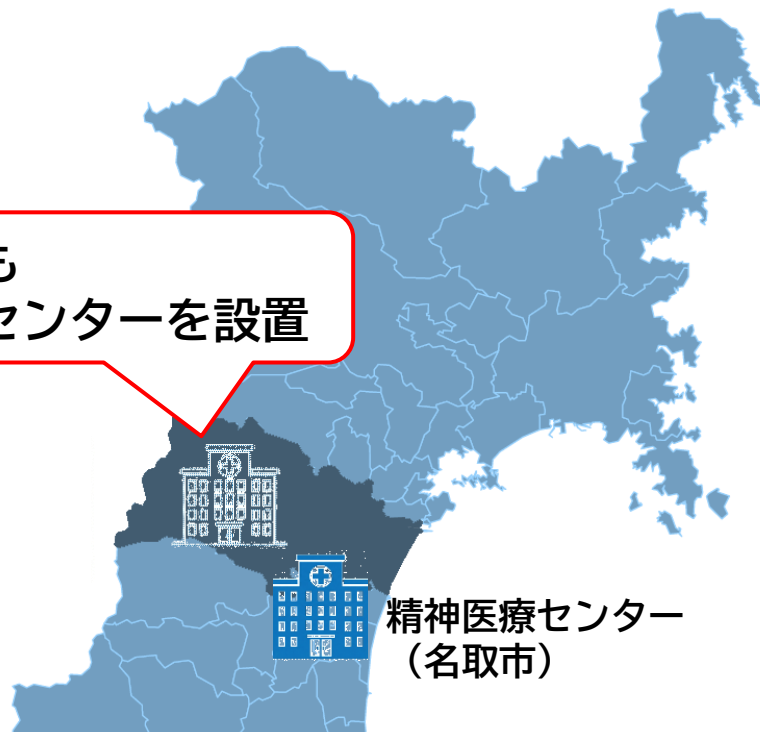
仙台市外に設置されている施設で、**仙台市として同等の施設の「新設」を検討**する必要があるもの

精神医療センター(名取市)

試験研究機関(古川農業試験場(大崎市)等)

県立高等学校(農業(名取市)、水産(石巻市)) など

仙台市にも
精神医療センターを設置



精神医療センター
(名取市)

仙台市にも農業高等学校を設置
※県農高では在籍生徒の過半数が仙台市内から通学

新たな施設の設置

法律上、都道府県に設置義務がある施設については、仙台市が「特別市」となった場合に、新たな施設の設置による非常に多額のコストが見込まれる。

※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
第19条の7 都道府県は、精神科病院を設置しなければならない。

既存施設の見直し

既存県有施設は仙台市民の利用がなくなるため、施設規模の見直しが必要となる。

その1 地理的分断

その2 施設の取扱い

その3 広域調整の困難化

その4 財政への影響

その5 国・全国知事会の動き

その6 まとめ

警察

- 県と仙台市にまたがる犯罪事案について、迅速な捜査に支障が生じることが懸念
- 例えば、境界をまたいで活動する組織犯罪への対応や、境界を越えて逃走した被疑者の追跡・捜査など

広域インフラ

- 道路や河川、上下水道などのまちづくりに関する広域インフラの計画や整備・管理は、現在、県が市町村間の調整を行いながら進めている。
- 仙台市が「特別市」に移行した場合、地理的に連続するインフラについて複数の主体がそれぞれ管理を行うケースも生じ、一体的な計画や整備・管理が困難になるおそれがある。



- 県と仙台市が別々の判断・意思決定となることで、以下のような懸念が…
 - ①災害時応援協定を締結する事業者等の活動が非効率に
 - ②県が南北に分断され、避難・物資などの導線が極めて非効率に

【関係法令】

- 災害時の連絡調整（災害救助法第2条の3）
都道府県知事は、救助実施市（仙台市）や物資の製造・流通事業者などの関係機関と連携し、被災者へ提供する避難所の確保、食品や生活必需品の支給などの支援が、迅速かつ円滑に行き渡るよう全体の連絡調整を行います。
- 自衛隊への派遣要請（自衛隊法第83条第1項）
都道府県知事は、人命救助や財産を守るために必要があると判断したときは、防衛大臣などに対して自衛隊の部隊などの派遣（搜索・救助活動、物資輸送など）を要請します。

- 新型コロナウイルス感染症などの発生時、県と仙台市で統一的な運用ができなくなり、全ての県民に混乱が生じる。

例えば…

医療関係者に対する医療提供の要請
臨時の医療施設の開設
外出自粛要請・時短営業命令 など

【関係法令】

- 医療等の実施の要請等（新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条）
都道府県知事は、医療関係者に対し、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療を行うよう要請することができます。
- 臨時の医療施設の開設（同法第31条の4）
都道府県知事は、通常の医療機関だけでは必要な医療を提供できない場合、臨時の宿泊療養施設などを開設し、医療提供体制を確保します。
- 時短営業などの協力要請（同法第31条の8）
感染症のまん延を防止するための重点区域に指定された場合、都道府県知事は、営業時間の短縮をはじめとする感染防止対策（時短営業や入店制限など）を講じるよう事業者へ要請することができます。
- 外出自粛などの協力要請（同法第45条）
緊急事態宣言が発令された場合、都道府県知事は、感染拡大を防止するため、県民に不要不急の外出をしないよう協力を要請することができます。

その1 地理的分断

その2 施設の取扱い

その3 広域調整の困難化

その4 財政への影響

その5 国・全国知事会の動き

その6 まとめ

- ・ 特別市への移行は仙台市に財源だけでなく事務の増加・債務の承継をもたらす
- ・ 加えて、施設の移転や建設、組織の設置など宮城県・仙台市双方に新たなコストが発生

その1 地理的分断

その2 施設の取扱い

その3 広域調整の困難化

その4 財政への影響

その5 国・全国知事会の動き

その6 まとめ

- 国などの議論の中では様々な課題や懸念点が示されており、現在も解消されていない。
- 現在は、国の第34次地方制度調査会※で調査・審議されており、委員からは慎重かつ丁寧な議論を求める意見が多く上がっている。
- 全国知事会の「大都市制度のあり方に関する検討プロジェクトチーム（以下「PT」という）」においても、様々な課題や懸念の声が上がり、「中間とりまとめ」として整理した。

全国知事会PT これまでの活動等			
(R8.1) PT設置	(R8.3) 第1回PT会議 （「特別市」制度について） 参加道府県への意見照会	(R8.6) 第2回PT会議 （中間とりまとめ案について）	(R8.7) 中間とりまとめ公表

その1 地理的分断

その2 施設の取扱い

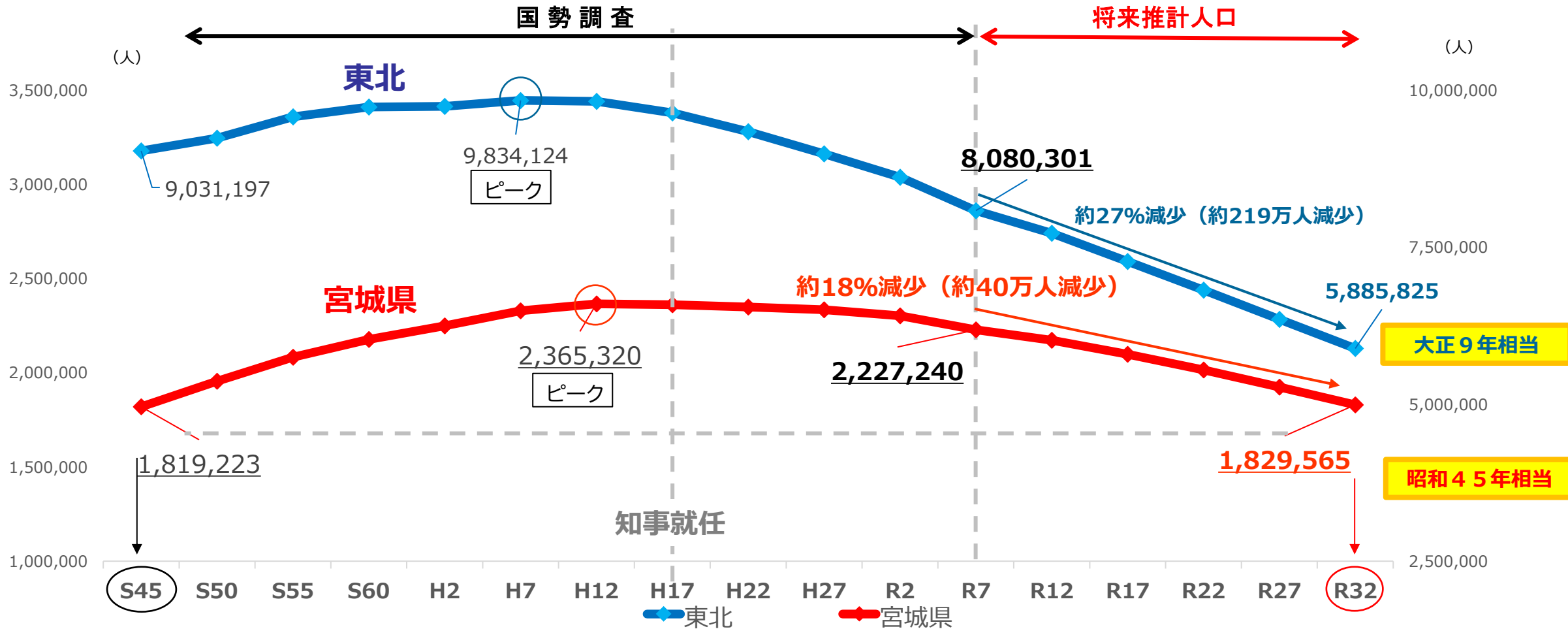
その3 広域調整の困難化

その4 財政への影響

その5 国・全国知事会の動き

その6 まとめ

まとめ～東北・宮城県における総人口の推移



◆国立社会保障・人口問題研究所の推計では… 令和32年の宮城県の人口 = 約183万人になる見込み

出典：「国勢調査（総務省）」

※ R 1 2 以降の数値は、「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より

- 現行の枠組みにおいても、道府県からの権限移譲などにより指定都市の権限を大きくすることは可能
- 様々な課題や懸念のある「特別市」制度の議論以前に、その観点からの検討を優先すべき
- むしろ、急激な人口減少が進む中での行政運営には、都道府県の枠組みを超えて、お互いが連携を図りながらその機能を補い合う、より広域的な視点こそ重要